

		【修正日】平成30年 1月31日
【大分類】設計一般	【小分類】支承部	【作成日】平成20年 4月 1日
<p>【Q-22】</p> <p>常時(乾燥収縮・温度変化)と地震時で移動方向が異なる場合、落橋防止構造の設置方向、移動可能方向はどのように設定すべきか。</p>		

【キーワード】 支承部, 落橋防止システム

<p>【A-22】</p> <p>落橋防止構造が移動を拘束して、支承の機能を損なわないように配慮する必要があることから、落橋防止構造の移動方向は、支承の移動方向と合わせる必要がある。したがって、常時の移動方向に設置することとなる。ただし、PCケーブルタイプなどでは、移動方向を支承の移動方向にあわせる必要はない。</p> <p>〔理由〕</p> <p>(1) 支承部が設計の想定と異なった拘束を受ければ支承としての機能が阻害され、支承部のみならず主桁取付部や沓座モルタルが損傷することがある。したがって、設計で想定する水平移動および回転に対する変位量までは、隣接桁、アンカーボルト、横変位拘束構造、段差防止構造などの部材に接触して、支承部としての機能が損なわれることのないように配慮する必要がある。</p> <p>(2) 落橋防止構造の設置方向は、基本的に、橋軸方向ではなく、構造軸線方向(ウェブ軸線方向)に設置する。ただし、連続桁橋の場合などでは例外もある。</p> <p>落橋防止構造の設置方法については、「PC橋の支承部および落橋防止システムに関する設計資料(案)」に具体的な例が示されている。</p>
--

【参考文献】

PC橋の支承部および落橋防止システムに関する設計資料(案)(改訂第3版)
 :(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会(平成17年7月)
 道路橋支承便覧:(社)日本道路協会(平成16年4月)